

災害復旧事業の対象となる傾斜が20度を超える農地について

傾斜が20度を超える農地については、これまで樹園地のみ災害復旧事業の対象となっていましたが、令和4年12月の告示改正により、**茶畑が事業の対象に追加**されることになりました。

傾斜が20度を超える農地のうち災害復旧事業の対象となるもの

改正前

- ・みかん、うめ、かき等の樹園地※

※都道府県知事が定める「果樹農業振興計画」に係る果樹を栽培する農地



改正後

- ・みかん、うめ、かき等の樹園地※

※都道府県知事が定める「果樹農業振興計画」に係る果樹を栽培する農地

- ・**茶畑**※ **<今回追加>**

※都道府県知事が定める「茶業及びお茶の文化に関する計画」に係るお茶を栽培する農地

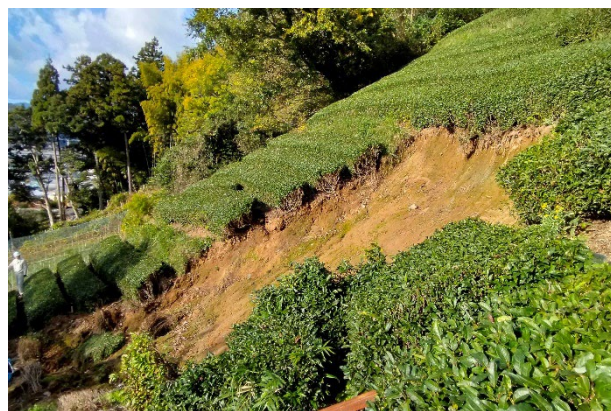
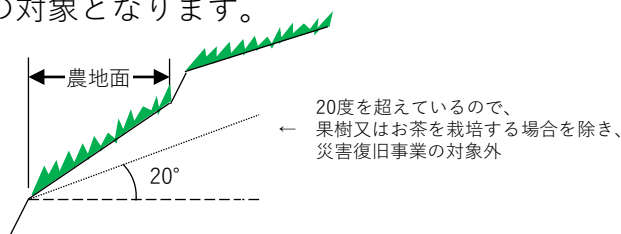


令和4年台風第15号による被害を受け：・

※ 傾斜の考え方

ここでいう傾斜は一筆あるいは一区画で構成される農地面の傾斜を指します。

地域全体の傾斜ではないため、棚田など農地面が均平なものについては災害復旧事業の対象となります。



令和4年台風第15号により被災した傾斜が20度を超える茶畑

関係規定

暫定法施行令第9条第1号において、「**傾斜が20度を超える農地**」は経済効果が小さく災害復旧事業の対象外とされていますが、傾斜による生産条件の著しい格差がないものとして**農林水産大臣が告示で定める農作物**を栽培する農地については、災害復旧事業の対象としています。

- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に関する法律施行令第9条第1号の農林水産大臣が定める農作物を定める件（平成23年農林水産省告示2426号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第9条第1号の**農林水産大臣が定める農作物は、次に掲げるものとする。**

- 一 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の三第一項に規定する果樹農業振興計画に係る**果樹**※
- 二 お茶の振興に関する法律（平成二十三年法律第二十一号）第三条第一項に規定する茶業及びお茶の文化の振興に関する計画に係る**お茶**※ **<今回追加>**

※ 傾斜が20度を超える農地において20度以下の農地とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得が得られるものに限る。